

議案第 93 号

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
定める。

平成 30 年 11 月 28 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市の組織及びその事務管理に関する条例（平成16年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条地域戦略室の項第1号中「、ふるさとに誇りと愛着をもって」を削り、同項第4号中「市の魅力の内外への発信と」を削り、同項第5号を削り、同項を同条市長公室の項とし、同条市民生活部の項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 市の魅力の内外への発信とふるさとに誇りと愛着をもって培う都市ブランドの創出

第3条市民生活部の項第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 恵まれた自然や多彩な文化など観光資源の活用による多様な交流観光の創出

(9) 魅力ある商工業の振興と創業の支援、企業の誘致による雇用の確保など活力とにぎわいのあるまちづくり

第3条市民生活部の項に次の2号を加える。

(10) 新鮮で安全な農産物の生産及び流通の促進による農業の持続的な発展の確保

(11) 農業、農村のもつ特性を生かした豊かで住みよい環境づくり

第3条市民生活部の項を同条地域創生部の項とし、同項の次に次の1項を加える。
子ども・未来部

(1) 子どもの健やかな発育と安心して子どもの養育ができる環境の整備

(2) 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援環境の整備

(3) 地域ぐるみで次代を担う子どもを育む環境づくりと地域における子どもの居場所づくり

(4) 待機児童の解消や保護者のニーズに応じた多様な保育サービスの充実と幼児教育の推進

(5) 青少年の健全育成と社会参加活動の促進

第3条健康福祉部の項第1号中「子どもや」を削り、同項第2号を削り、同項第

3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消をめざし、すべての人の人権が尊重される温かい社会の実現

第3条健康福祉部の項第6号を削り、同項を同条福祉共生部の項とし、同条地域振興部の項第5号から第7号までを次のように改める。

(5) だれもが移動しやすく、利便性の高い交通環境の実現

(6) 市民との連携等による自然環境の保全、汚染の防止、省エネルギーなど環境にやさしいまちづくり

(7) 資源の再利用、再資源化等による廃棄物の減量化の推進と適正で効率的な処理による生活環境の保全

第3条地域振興部の項第8号を削り、同項を同条まちの再生部の項とする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。